

在宅医療に関する検証について

- 在宅医療に関する検証に資する既存の調査結果としては、次のものがある。
 - ・ 社会医療診療行為別調査（病院・診療所別に診療回数、点数の状況の把握が可能（ただし、抽出調査による推計値））
 - ・ 施設基準の届出状況（在宅医療に関する施設基準の届出医療機関数の把握が可能）

- 介護保険の状況が把握できる既存の調査結果としては、以下のものが考えられる。
 - ・ 介護保険事業報告（老健局介護保険課）
 - ・ 介護サービス施設・事業所調査（大臣官房統計情報部）
 - ・ 介護給付費実態調査（大臣官房統計情報部）

在宅医療に関する基礎資料

(上段：診療回数／下段：点数)

項目	概要	実績等	平成14年	平成15年	平成16年
往診料	患家の求めに応じて患家に赴き診療を行った場合に算定	病院	16,775	20,305	24,466
			10,903,945	13,197,925	15,902,900
		診療所	355,146	324,223	267,255
			230,844,575	210,744,755	173,715,425
計	371,921	344,527	291,721		
	241,748,520	223,942,680	189,618,325		
在宅患者訪問診療料	通院による療養が困難なものに対し、同意を得て、計画的な医学管理の下に定期的に訪問して診療を行った場合、週3回を限度として算定	病院	128,943	96,537	87,056
			107,023,022	80,125,710	72,256,314
		診療所	725,329	568,738	457,455
			602,023,319	472,052,208	379,687,899
計	854,273	665,275	544,511		
	709,046,341	552,177,918	451,944,213		
在宅時医学管理料	居宅において療養を行っている通院困難な患者に対し、計画的な医学管理の下に週1回以上、かつ月4回以上定期的な訪問診療を行っている場合に算定	病院	-	-	-
			-	-	-
		診療所	1,293	352	2,341
			4,344,480	1,182,720	7,865,760
計	1,293	352	2,341		
	4,344,480	1,182,720	7,865,760		
在宅末期医療総合診療料 処方せん交付	居宅において療養を行っている通院困難な末期の悪性腫瘍患者に対し、計画的な医学管理の下に週1回以上、かつ訪問診療と訪問看護を併せて週4回以上行っている場合に算定	病院	-	-	-
			-	-	-
		診療所	13,752	29,363	686
			21,665,920	43,897,237	1,025,570
計	13,752	29,363	686		
	21,665,920	43,897,237	1,025,570		
上記以外		病院	-	-	-
			-	-	-
		診療所	26,709	60,616	
			45,004,665	102,137,960	
計	26,709	60,616			
	45,004,665	102,137,960			

項目	概要	実績等	平成14年	平成15年	平成16年
在宅患者訪問看護・指導料	居宅において療養を行っている通院困難な患者に対し、診療に基づき訪問看護計画を作成し、かつ、当該計画に基づき定期的に訪問し、看護及び指導を行った場合に1日に1回を限度として算定				
保健師又は看護師による場合					
週3日目まで		病院		19,133	26,609
				10,140,490	14,102,876
		診療所		4,851	16,201
				2,571,030	8,586,530
		計		23,984	42,810
				12,711,520	22,689,406
週4日目以降		病院	16,293	-	-
			8,682,023	-	-
	診療所	72,023	-	34	
		36,796,432	-	21,546	
	計	88,317	-	34	
		45,478,455	-	21,546	
准看護師による場合					
週3日目まで	病院		2,430	3,336	
			1,166,400	1,601,376	
	診療所		15,525	10,875	
			7,452,144	5,220,096	
	計		17,995	14,211	
			8,618,544	6,821,472	
週4日目以降	病院		-	200	
			-	116,000	
	診療所		174	-	
			100,920	-	
	計		174	200	
			100,920	116,000	
在宅患者訪問点滴注射管理指導料	訪問看護を受けている患者であって、主治医の診療に基づき、週3日以上点滴注射を行う必要を認めたものについて、看護師等に対し、留意すべき事項等を記載した文書を交付し、必要な管理指導を行った場合に週1回に限り算定	病院			505
					30,300
		診療所			800
					48,024
		計			1,305
					78,324
在宅訪問リハビリテーション指導料	居宅において療養を行っている通院困難な患者に対し、診療に基づき、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を訪問させて訓練等を行わせた場合に、週3回に限り算定	病院	9,742	5,282	2,527
			5,163,260	2,799,460	1,339,098
		診療所	1,010	5,584	2,515
			535,300	2,959,679	1,332,950
		計	10,752	10,866	5,042
			5,698,560	5,759,139	2,672,048
訪問看護指示料	患者の主治医が診療に基づき指定訪問看護事業者からの指定訪問看護の必要を認め、患者の同意を得て訪問看護ステーションに対して訪問看護指示書を交付した場合に月1回に限り算定	病院	45,200	47,981	65,785
			13,606,350	14,394,360	19,735,620
		診療所	51,853	43,419	71,214
			15,689,710	13,025,670	21,364,170
		計	97,052	91,400	136,999
			29,296,060	27,420,030	41,099,790

項目	概要	実績等	平成14年	平成15年	平成16年
在宅患者訪問 薬剤管理指導 料	居宅において療養を行っている通 院困難な患者に対し、診療に基づ き計画的な医学管理を継続して行 い、かつ、薬剤師が訪問して薬学 的管理指導を行った場合に月2回 に限り算定	病 院	1,423 782,650	1,906 1,048,300	402 221,210
		診療所	4,524 2,488,200	- -	198 109,120
		計	5,947 3,270,850	1,906 1,048,300	601 330,300
在宅患者訪問 栄養食事指導 料	居宅において療養を行っている通 院困難な患者であって、別に定め る特別食を必要とするものに対 し、診療に基づき計画的な医学管 理を継続して行い、かつ管理栄養 士が訪問して指導を行った場合に 月2回に限り算定	病 院	221 117,130	600 318,000	- -
		診療所	160 84,800	3 1,378	312 165,360
		計	381 201,930	603 319,378	312 165,360
退院前在宅療 養指導管理料	入院患者が在宅療養に備えて、一 時的に外泊するに当たり、当該在 宅療養に関する指導管理を行った 場合に算定	病 院	2,828 339,336	1,772 212,688	1,859 223,116
		診療所	63 7,572	128 15,384	242 29,016
		計	2,891 346,908	1,901 228,072	2,101 252,132
在宅自己注射 指導管理料	在宅自己注射を行っている患者に 対して、自己注射に関する指導管 理を行った場合に算定	病 院	382,207 313,410,068	366,888 300,847,750	361,913 296,768,496
		診療所	155,247 127,302,704	144,086 118,150,848	180,670 148,149,400
		計	537,455 440,712,772	510,974 418,998,598	542,583 444,917,896
在宅自己腹膜 灌流指導管理 料	在宅自己連続携行式腹膜灌流を行 っている患者に対して、在宅自己 連続携行式腹膜灌流に関する指導を 行った場合に算定	病 院	2,933 11,145,400	7,774 29,541,960	5,315 20,195,480
		診療所	1,037 3,940,600	294 1,115,300	4,873 18,516,260
		計	3,970 15,086,000	8,068 30,657,260	10,187 38,711,740
在宅血液透析 指導管理料	在宅血液透析を行っている患者に 対して、在宅血液透析に関する指 導管理を行った場合に算定	病 院	200 760,000	- -	606 2,302,800
		診療所	30 114,000	- -	- -
		計	230 874,000	- -	606 2,302,800

項目	概要	実績等	平成14年	平成15年	平成16年
在宅酸素療法 指導管理料	在宅酸素療法を行っている患者に 対して、在宅酸素療法に関する指 導管理を行った場合に算定	病 院	74,576	505	8
チアノーゼ 型先天性心 疾患の場合			186,200,750	656,500	10,400
		診療所	34,922	-	285
			87,306,000	-	370,500
		計	109,499	505	293
			273,506,750	656,500	380,900
その他の場 合		病 院		68,368	65,603
				170,919,500	164,006,750
		診療所		31,412	28,760
				78,530,750	71,899,000
		計		99,780	94,362
				249,450,250	235,905,750
在宅中心静脈 栄養法指導管 理料	在宅中心静脈栄養法を行っている 患者に対して、在宅中心静脈栄養 法指導管理を行った場合に算定	病 院	3,209	2,844	2,585
			9,628,200	8,532,300	7,755,900
		診療所	2,134	3,168	65
			6,402,600	9,504,600	193,800
		計	5,344	6,012	2,650
			16,030,800	18,036,900	7,949,700
在宅成分栄養 経管栄養法指 導管理料	在宅成分栄養経管栄養法を行って いる患者に対して、在宅成分栄養 経管栄養法に関する指導管理を行 った場合に算定	病 院	4,358	5,778	9,987
			10,894,250	14,444,250	24,967,500
		診療所	499	2,013	1,942
			1,246,750	5,033,500	4,855,000
		計	4,856	7,791	11,929
			12,141,000	19,477,750	29,822,500
在宅自己導尿 指導管理料	在宅自己導尿を行っている患者に 対して、在宅自己導尿に関する指 導管理を行った場合に算定	病 院	26,766	23,438	20,629
			48,178,260	42,187,680	37,131,840
		診療所	5,835	5,734	11,705
			10,503,720	10,321,200	21,068,640
		計	32,601	29,172	32,334
			58,681,980	52,508,880	58,200,480
在宅人工呼吸 指導管理料	在宅人工呼吸を行っている患者に 対して、在宅人工呼吸に関する指 導管理を行った場合に算定	病 院	3,441	7,941	6,230
			9,633,960	22,233,960	17,443,720
		診療所	1,480	2,885	291
			4,142,880	8,077,720	814,240
		計	4,920	10,826	6,521
			13,776,840	30,311,680	18,257,960
在宅持続陽圧 呼吸療法指導 管理料	在宅持続陽圧呼吸療法を行って いる患者に対して、在宅持続陽圧呼 吸療法に関する指導管理を行った 場合に算定	病 院	8,228	11,707	26,519
			2,057,100	2,926,850	6,629,775
		診療所	2,278	5,973	8,832
			569,525	1,493,300	2,208,000
		計	10,507	17,681	35,351
			2,626,625	4,420,150	8,837,775

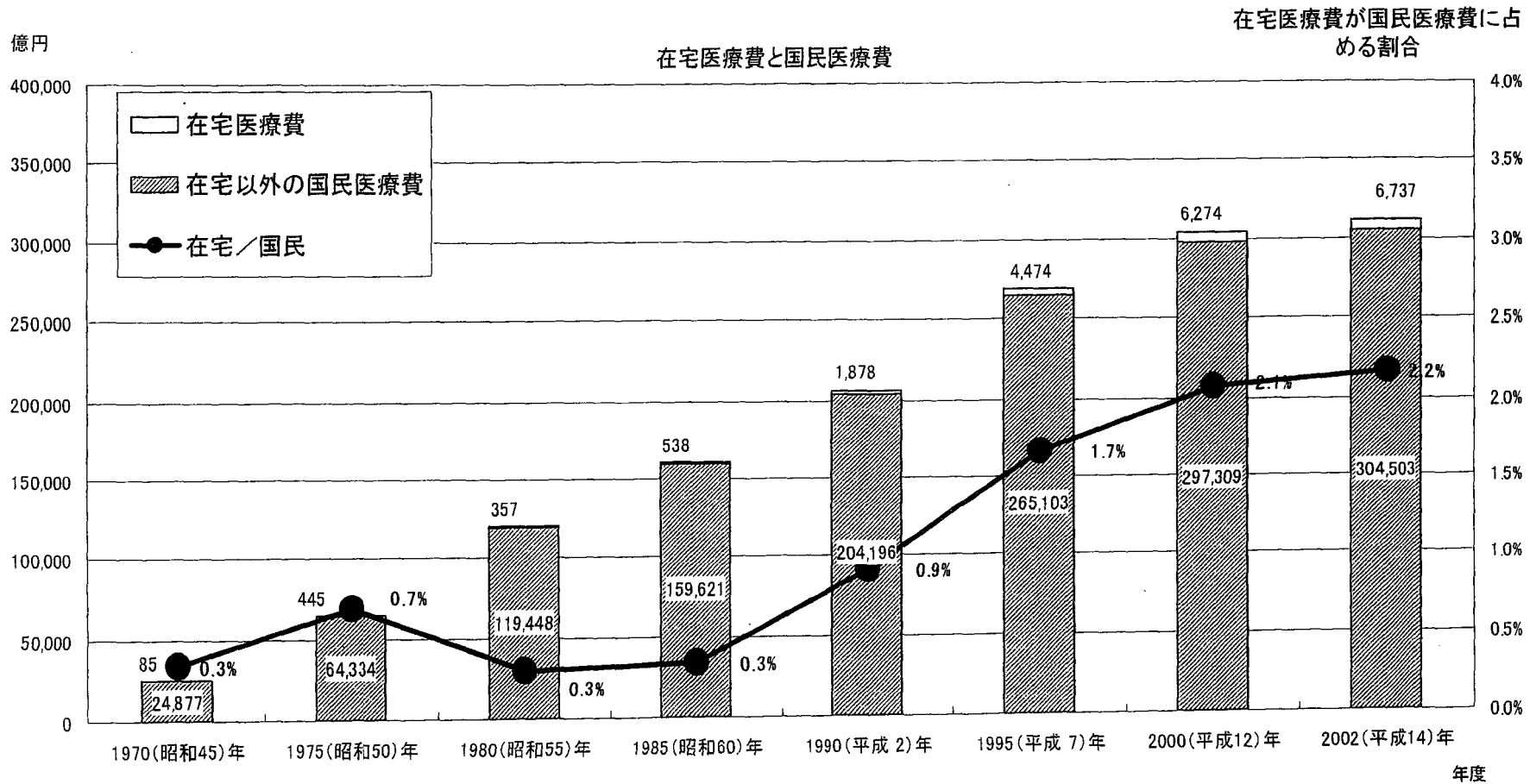
項目	概要	実績等	平成14年	平成15年	平成16年
在宅悪性腫瘍患者指導管理料	在宅における悪性腫瘍の鎮痛療法又は化学療法を行っている末期の悪性腫瘍の患者に対して、当該療法に関する指導管理を行った場合に算定	病院	5,302	2,541	2,437
		診療所	7,953,600	3,811,050	3,654,750
		計	-	-	15
在宅寝たきり患者処置指導管理料	在宅における創傷処置等を行っている現に寝たきりの状態にあるもの又はこれに準ずる状態にある患者に対して、当該処置に関する指導管理を行った場合に算定	病院	-	-	23,100
		診療所	5,302	2,541	2,452
		計	7,953,600	3,811,050	3,677,850
在宅自己疼痛管理指導管理料	疼痛除去のため、植込型脳・脊髄刺激装置を埋め込んだ後に、在宅自己疼痛管理を行っている難治性慢性疼痛の患者に対して、在宅自己疼痛管理に関する指導管理を行った場合に算定	病院	14,298	10,744	15,667
		診療所	15,013,110	11,281,305	16,450,560
		計	9,840	8,808	23,485
在宅肺高圧症患者指導管理料	原発性肺高血圧症の患者に対して、プロスタグランジン12製剤の投与等に関する指導管理を行った場合に算定	病院	10,332,105	9,248,400	24,659,250
		診療所	24,138	19,552	39,152
		計	25,345,215	20,529,705	41,109,810
在宅気管切開患者指導管理料	気管切開を行っている患者に対して、在宅における気管切開に関する指導管理を行った場合に算定	病院	819	646	-
		診療所	1,064,700	839,800	-
		計	-	-	-
在宅寝たきり老人在宅総合診療料	家庭において療養を行っている患者であって、現に寝たきりの状態にあるもの又は準ずる状態にあるものに対して、在宅療養計画を策定し、計画的な医学管理の下に1月に2回以上訪問して診療を行った場合に、月に1回に限り算定	病院	-	-	-
		診療所	-	-	-
		計	-	-	-
処方せん交付	家庭において療養を行っている患者であって、現に寝たきりの状態にあるもの又は準ずる状態にあるものに対して、在宅療養計画を策定し、計画的な医学管理の下に1月に2回以上訪問して診療を行った場合に、月に1回に限り算定	病院	1,330	3,972	1,773
		診療所	1,197,360	3,574,530	1,595,250
		計	540	-	-
上記以外	家庭において療養を行っている患者であって、現に寝たきりの状態にあるもの又は準ずる状態にあるものに対して、在宅療養計画を策定し、計画的な医学管理の下に1月に2回以上訪問して診療を行った場合に、月に1回に限り算定	病院	486,000	-	-
		診療所	1,870	3,972	1,773
		計	1,683,360	3,574,530	1,595,250
在宅悪性腫瘍患者指導管理料	在宅における悪性腫瘍の鎮痛療法又は化学療法を行っている末期の悪性腫瘍の患者に対して、当該療法に関する指導管理を行った場合に算定	病院	-	-	-
		診療所	-	-	-
		計	-	-	-
在宅寝たきり患者処置指導管理料	在宅における創傷処置等を行っている現に寝たきりの状態にあるもの又はこれに準ずる状態にある患者に対して、当該処置に関する指導管理を行った場合に算定	病院	-	-	-
		診療所	-	-	-
		計	-	-	-
在宅自己疼痛管理指導管理料	疼痛除去のため、植込型脳・脊髄刺激装置を埋め込んだ後に、在宅自己疼痛管理を行っている難治性慢性疼痛の患者に対して、在宅自己疼痛管理に関する指導管理を行った場合に算定	病院	150,154	82,964	52,054
		診療所	358,109,016	189,987,102	119,204,576
		計	150,154	82,964	52,054
在宅肺高圧症患者指導管理料	原発性肺高血圧症の患者に対して、プロスタグランジン12製剤の投与等に関する指導管理を行った場合に算定	病院	358,109,016	189,987,102	119,204,576
		診療所	-	-	-
		計	-	-	-
在宅気管切開患者指導管理料	気管切開を行っている患者に対して、在宅における気管切開に関する指導管理を行った場合に算定	病院	-	-	-
		診療所	-	-	-
		計	-	-	-
在宅寝たきり老人在宅総合診療料	家庭において療養を行っている患者であって、現に寝たきりの状態にあるもの又は準ずる状態にあるものに対して、在宅療養計画を策定し、計画的な医学管理の下に1月に2回以上訪問して診療を行った場合に、月に1回に限り算定	病院	-	-	-
		診療所	-	-	-
		計	-	-	-
処方せん交付	家庭において療養を行っている患者であって、現に寝たきりの状態にあるもの又は準ずる状態にあるものに対して、在宅療養計画を策定し、計画的な医学管理の下に1月に2回以上訪問して診療を行った場合に、月に1回に限り算定	病院	-	-	-
		診療所	-	-	-
		計	-	-	-
上記以外	家庭において療養を行っている患者であって、現に寝たきりの状態にあるもの又は準ずる状態にあるものに対して、在宅療養計画を策定し、計画的な医学管理の下に1月に2回以上訪問して診療を行った場合に、月に1回に限り算定	病院	-	-	-
		診療所	-	-	-
		計	-	-	-
在宅悪性腫瘍患者指導管理料	在宅における悪性腫瘍の鎮痛療法又は化学療法を行っている末期の悪性腫瘍の患者に対して、当該療法に関する指導管理を行った場合に算定	病院	30,809	30,273	-
		診療所	79,332,145	77,952,460	-
		計	30,809	30,273	-
在宅寝たきり患者処置指導管理料	在宅における創傷処置等を行っている現に寝たきりの状態にあるもの又はこれに準ずる状態にある患者に対して、当該処置に関する指導管理を行った場合に算定	病院	79,332,145	77,952,460	-
		診療所	30,809	30,273	-
		計	79,332,145	77,952,460	-

注1 診療回数及び点数は社会医療診療行為別調査（各年6月審査分、抽出調査）による推計値である。

注2 各種加算については省略した

在宅医療費が国民医療費に占める割合

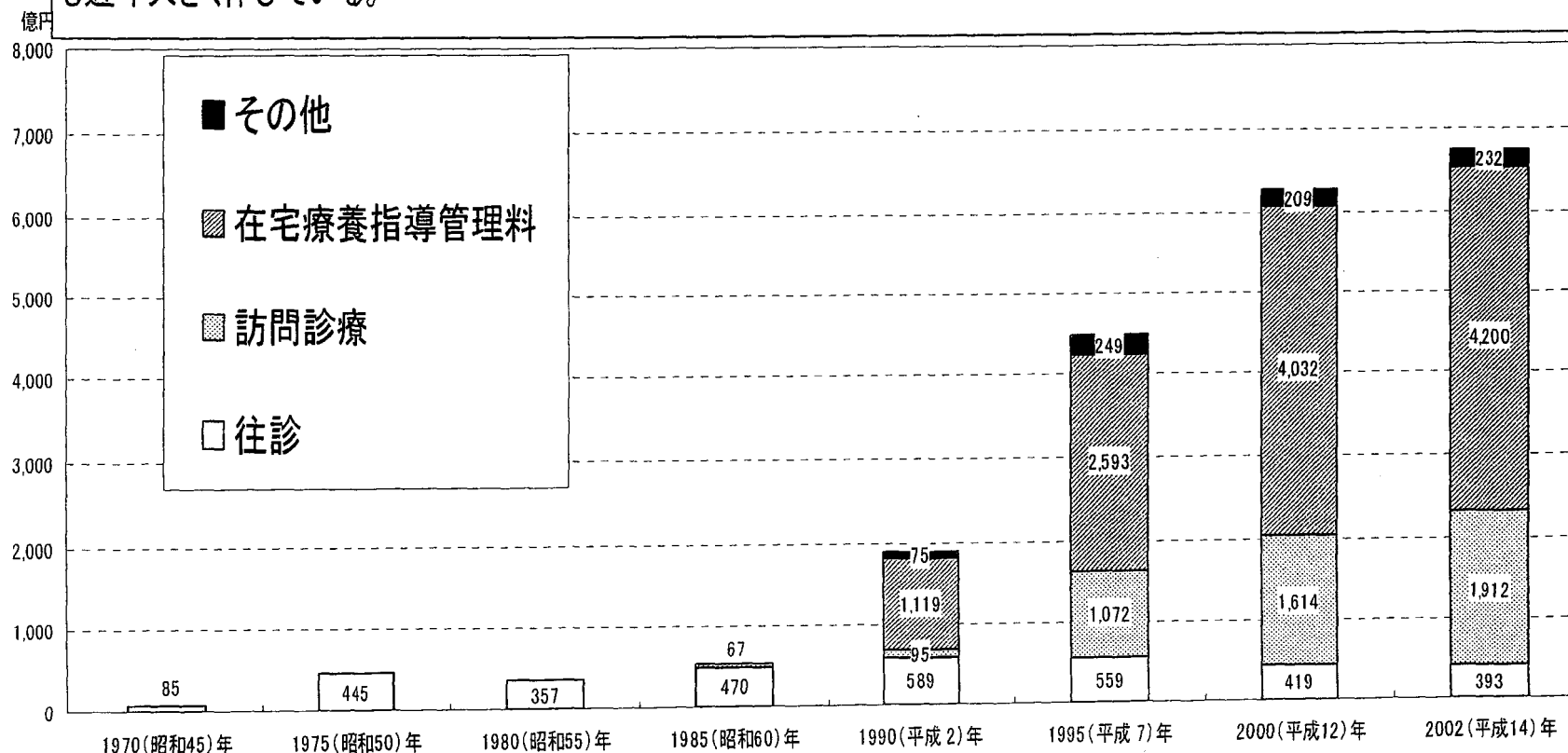
在宅医療費(※)は増加しているものの、国民医療費に占める割合は2%程度となっている。
 (※) 医科診療費の在宅医療費である。



注) 国民医療費、社会医療診療行為別調査(いずれも統計情報部)をもとに算出

在宅医療費の推移と内訳

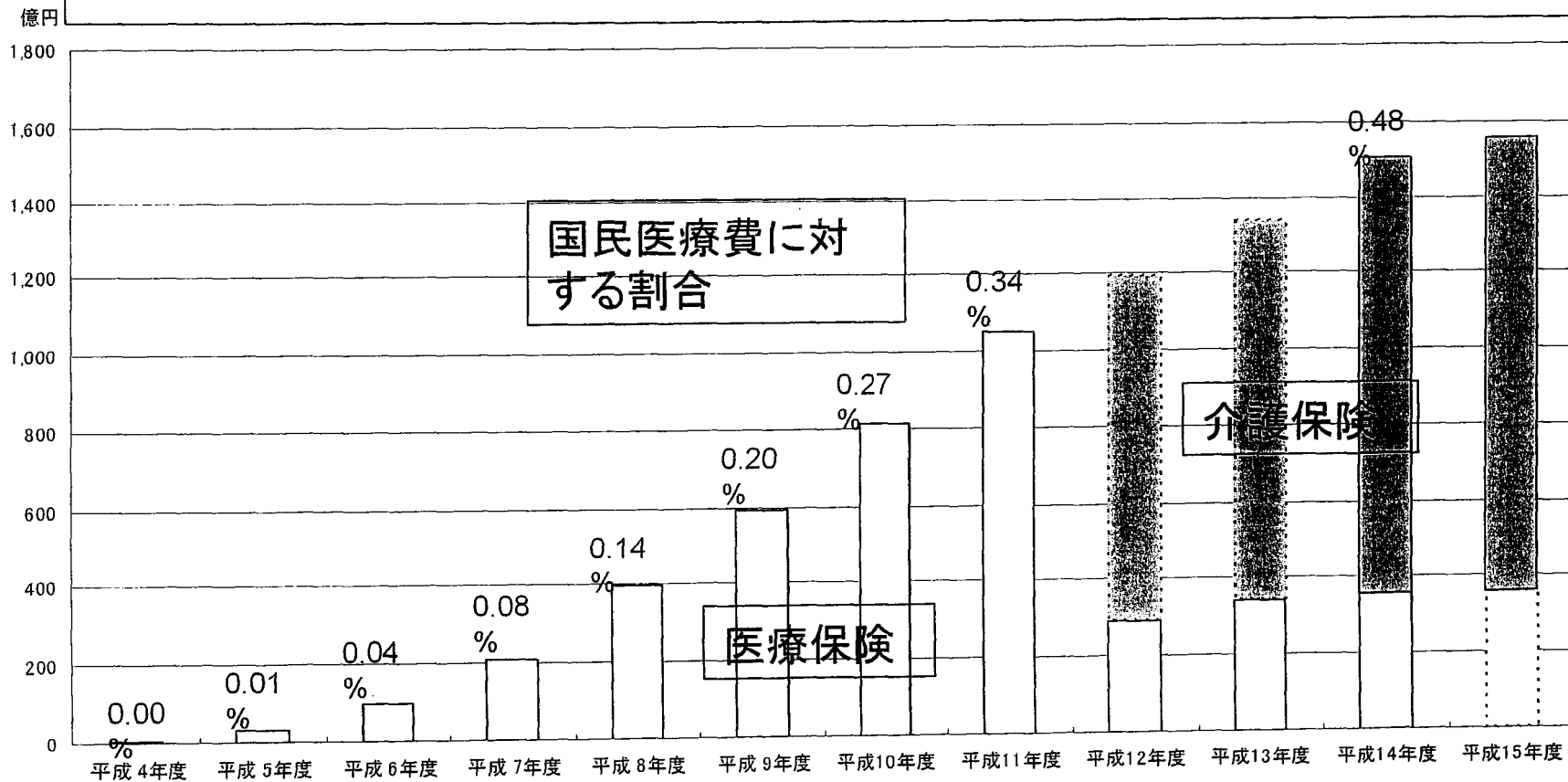
在宅で療養する患者に対する診療としては、「往診」(患家の求めに応じて患家に赴いて診療するもの)のほか、近年、「訪問診療」(居宅で療養する患者で通院困難な者に対し、その同意を得て計画的な医学的管理の下に、医師等が定期的に訪問して診療を行うもの)が大きく増加している。また、在宅で療養する患者又はその看護にあたる者に対して、医師が当該患者の医学管理を十分に行い、在宅療養の方法や注意点等についての指導等を行う「在宅療養指導管理料」も近年大きく伸びている。



注) 国民医療費、社会医療診療行為別調査(いずれも統計情報部)をもとに算出

訪問看護の事業量と国民医療費に対する割合の推移

平成4年度に創設された訪問看護の事業量は、介護保険分も含め伸びているが、国民医療費に対する割合は、合計しても0.5%程度にとどまる。

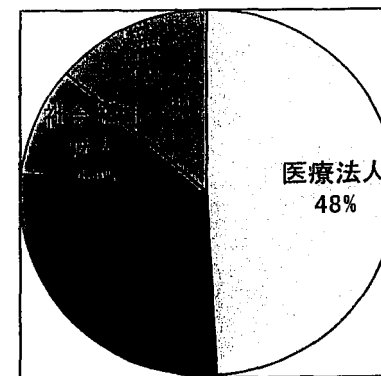
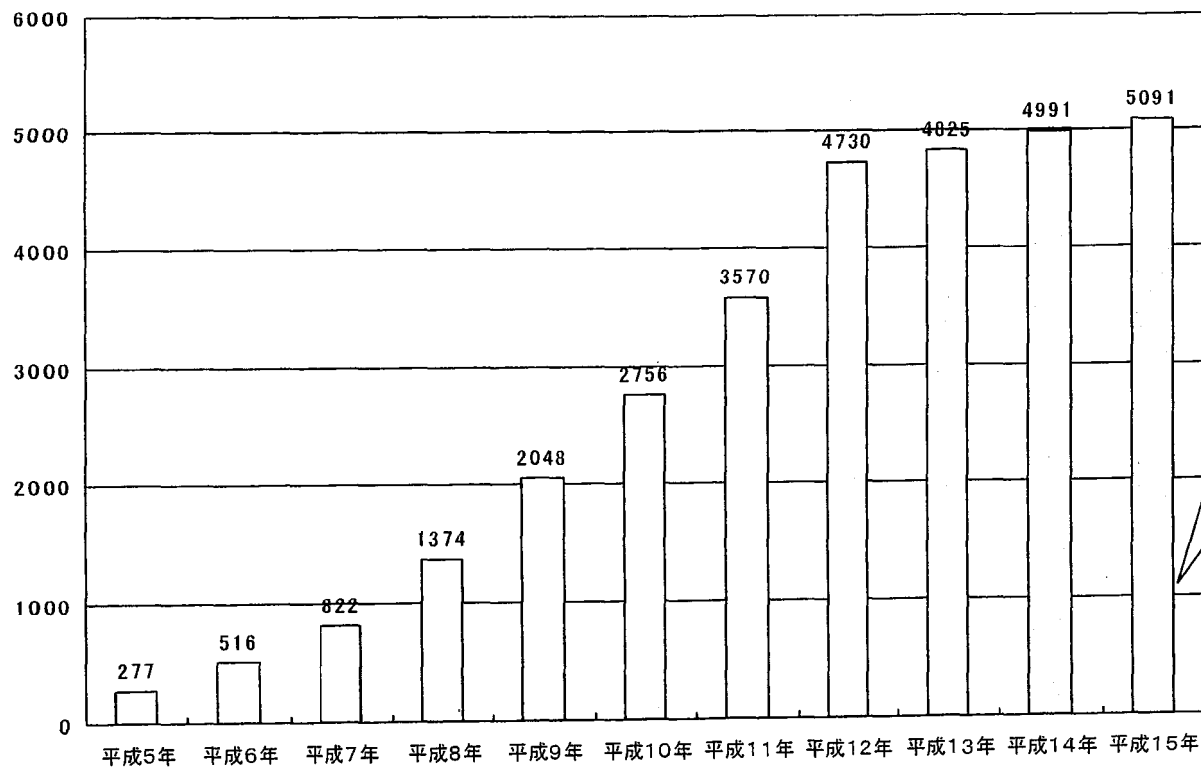


注) 国民医療費(統計情報部)、介護保険事業報告をもとに作成

訪問看護ステーション数の年次推移

平成4年の訪問看護ステーションの制度化以来、訪問看護ステーションの件数は増加してきているが、介護保険制度が導入された平成12年以降の伸びは鈍化している。

か所



設置主体別割合

平成5年～11年(10月1日):訪問看護実態調査(統計情報部)

平成12年～15年(10月1日):介護サービス施設・事業所調査(統計情報部)